

消費者機構日本ニュースレター

165号

第17回通常総会を開催。全議案を可決。(6/11)

第17回通常総会を6月11日(金)に開催しました。昨年続き今回も新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、最低限の人数により開催することとし、正会員の皆様には、原則として書面議決または委任状での出席をお願いしました。皆様のご協力に感謝申し上げます。

以下、第16回通常総会のご報告をいたします。



- I. 日時 2021年6月11日(金) 17時30分から18時15分
II. 場所 東京都千代田区六番町15 主婦会館プラザエフ5階第1会議室
※ オンライン会議システムによる双方向参加を含む。

III. 参加状況

	団体正会員A	団体正会員B	個人正会員	計
実出席(オンライン含む)	1	1	25	27
委任状出席	0	0	4	4
書面表決者	2	4	71	77
出席表決権総数	3	5	100	108

IV. 議題

《審議事項》

- 第1号議案 2020年度事業報告承認の件
第2号議案 2020年度決算承認の件
第3号議案 定款の一部変更の件
第4号議案 理事補充選任の件

《報告事項》

1. 2021年度事業計画
2. 2021年度予算

V. 採決結果

全議案を可決・承認いただきました。詳細はホームページをご覧ください。

消費者機構日本とは → 総会報告 → 第17回通常総会報告

http://www.coj.gr.jp/about/topic_210611_01.html

2021年度第1回理事会でCOJ新体制がスタート。(6/11)

第17回通常総会に引き続き、2021年度第1回理事会を開催しました。藤井喜継氏が所属組織での管掌変更のため今総会を以て理事を辞任されたことに伴い、総会後の第1回理事会で菅波睦子(通称;二村睦子)理事がその後任として代表理事・理事長に就任いたしました。

また、磯辺浩一理事が出向元組織での定年退職を機に専務理事の役職を辞任し、その後任の専務理事として総会で新たに理事に選任された板谷伸彦が就任しました。

確定した役員名簿は、ホームページをご覧ください。

[消費者機構日本とは](#)→[役員名簿](#)

<http://www.coj.gr.jp/about/member.html>

第17回通常総会記念企画

「消費者団体訴訟制度(被害回復)の現状と課題」開催報告(6/11)

消費者裁判手続特例法が施行されてから間もなく5年となります。この間、4件の訴訟が提起されました。また、裁判外の取り組みの成果も生まれています。これらの取り組みを通じ、同法の改正課題が明らかになってきました。そして、消費者庁は消費者裁判手続特例法等に関する検討会を設置し、法改正課題について検討を始めています。

そのような中、当機構における消費者裁判手続特例法の活用状況を報告し、今後の制度改善の課題を話し合うオンラインシンポジウムを行いました。

1. 日時 2021年6月11日(金) 18時45分～20時30分
2. 会場 オンライン開催(主婦会館プラザエフ 5階会議室)
3. 参加者 92名(事務局を含む)
4. テーマ 「消費者団体訴訟制度(被害回復)の原状と課題」

詳しくはホームページをご覧ください。

[学習会・セミナーのご案内/ご報告](#)→[第17回通常総会 記念企画](#)

http://www.coj.gr.jp/seminar/topic_210715_01.html

「民事訴訟法(IT化関係)等の改正に関する中間試案」への意見を提出しました(5/7)

IT化の推進にあたっては、国民の裁判を受ける権利の実質的保障は不可欠の視点と考えます。一方にIT化の利便を認めるとしても、他方に裁判を受ける権利の侵害が発生してはいけません。ITに精通する側の視点からIT化を自己目的化するようであれば、質・量・交渉力の格差が一層拡大し、国民全体の司法アクセスの向上には必ずしもつながらないと考えます。

そうした観点から意見を提出しました。詳しくはホームページをご覧ください。

http://www.coj.gr.jp/iken/topic_210510_01.html

(株)サイトビジット(資格スクエアを運営)の追加返金対応報告(5/17)

予備試験、司法試験等のオンライン資格講座(資格スクエア)を運営している(株)サイトビジットは、2020年8月に同社の制作したオリジナルテキストにおいて著作権侵害の事実があったことを公表しました。

そのことを理由に契約解除の申出や問合せを行った者に対し、同社は当初、利用者が自己都合で解約する場合のものと考えられる利用規約第7条第5項を適用して、解約時から利用可能期間満了時までの利用料金の半額しか返金していませんでした。

<当機構からの申入れ>

消費者の方々からの情報提供を受け、当機構は、同社に対し、他社の書籍を不正利用してテキストを作成していたことなどから信頼関係が失われたとして契約の解除を申し出た受講生に対して、少なくとも契約解除時以降の未受講授業料全額を返還することを申し入れました。

<協議結果>

協議の後、同社は、以下の内容にて追加して返金する旨、回答しました。(協議経過は、当機構ウェブサイトでご確認ください。 http://www.coj.gr.jp/zesei/topic_210217_01.html)

2020年8月31日に公表した他社書籍の不正利用に起因する予備試験講座の解約に関しましては、以下の計算式で計算される解約金の支払いを行う。

[受講料] - ([受講料を12で除した金額] × [受講開始から解約日までの月数])

なお、2020年8月31日以降12月31日までに本件に起因する解約の意思を示された受講生につきましては、解約日を2020年8月31日として対応する。

また、解約金について弊社利用規約に基づく解約金の方が高額となる場合には、規約に基づく解約金を返還する。(第5期生については、2019年12月受講開始の方のみ、今回の算定方法で計算した方が返金額は高くなるとの説明でした。第6期生については、今回の算定方法の方が有利な解決となります。)

<評価>

個々の消費者にとっては、なお、不満が残る点はあるかと思いますが、上記返金対象の消費者及び返金額以外に関しては、オリジナルテキストの著作権侵害の程度が期によって異なることや、役務である講義は行われていることなどを勘案すると、消費者団体訴訟制度(被害回復)の要件である共通性・多数性・支配性を満たす事案であるとの判断が立ちにくく(なお、これは消費者団体訴訟制度(被害回復)を前提とする判断であり、個々の事例においては判断が異なる可能性があります)。また早期の返金対応が求められる案件であることから特定適格消費者団体としては、今回の回答を以て同社との協議を終了し、今後は同社の言明した返金状況を見守っていくこととしました。

その後、同社より3月16日時点で111名に追加返金等を行った旨の報告を受領しました。

詳しくはホームページをご覧ください。

http://www.coj.gr.jp/zesei/topic_210517_01.html

ワンメッセージ等に対する共通義務確認訴訟 控訴 (5/27)

当機構はワンメッセージ等に対して、2019年4月、共通義務確認請求訴訟を東京地方裁判所に提起し、審理がなされてきましたが、2021年5月14日、却下判決が言い渡されました。

ワンメッセージ等による広告・勧誘の違法性が被害者に共通であることから、当機構では、情報商材被害は特例法による救済に適するものと考えていましたが、残念ながら第一審においては、本件情報商材の被害者（購入者）の過失の程度は被害者の事情によって異なる等として、特例法の訴訟要件である支配性の要件を満たさないものとして却下判決となりました。

しかしながら、ワンメッセージ等による勧誘は、説明内容と本件情報商材の実際の内容との間に著しい齟齬がある一方、予め購入者（被害者）には、この齟齬を事前に認識することは困難であり購入者に過失が認められるとは考えられず、その勧誘の違法性は重大であり過失相殺すべき事案ではないことは断じて明らかです。

さらに、そもそも共通義務確認訴訟は、少額多数の消費者被害を救済するために制度化されたものであるにもかかわらず、本件訴訟において支配性の要件を欠くとされるのであれば、悪質な情報商材被害の救済を図ることが極めて困難になり、特例法の趣旨にもとることから、当機構は、本件情報商材の購入者の被害回復を目指し、5月27日に東京高等裁判所に控訴しました。



※写真は5月14日（金）16時～記者会見の様子（司法記者クラブ会見場にて）

詳しくはホームページをご覧ください。

http://www.coj.gr.jp/trial/topic_210527_01.html

リタマインド・ジャパン（株）が販売する「薬用美白クリーム ビハクシア」の広告サイトの解約等に係る表示記載等について改善がなされました（6/22）

当機構は消費者からの情報提供を受け、薬用美白クリーム ビハクシアの定期購入販売を行うリタマインド・ジャパン株式会社に対し、2020年9月から2021年2月にかけて、広告サイトの解約等に係る表示記載等について要請を行ってきました。同社から回答を得、表示内容が是正されていることを確認しましたので公表しました。詳しくはホームページをご覧ください。

→ http://www.coj.gr.jp/zesei/topic_210622_01.html

エーチーム・アカデミーに対する差止請求訴訟 控訴(6/22)

当機構は(株)エーチーム・アカデミーに対して、入学時諸費用(38万円)を全額不返還とする規定について差止訴訟(2018年5月16日提訴)をしていたところ、「入学時諸費用を、13万円を超えて返金しないとの意思表示」を行ってはならないとの判決が出されました。当機構としてこの判決について次のように評価し、6月22日、東京高等裁判所に控訴しました。

- ①オーディション合格して契約させられた芸能スクール等で最初に高額の一時金を徴収して、その後、全く返還しないという同種紛争が、全国的に多発している。本判決の意義は、同種紛争について、適格消費者団体による差止請求訴訟として、初めて差止が認められた事例という点にある。
- ②本受講契約の実態と受講生の立場を正しく把握して、「消費者性」と「消費者契約」の該当性を認め、消費者契約法の適用対象としたことは、正当な判断として評価できる。
- ③また、「入学時諸費用」38万円の全額についての被告の不返還条項について、これを消費者契約法9条1号の違約金等に該当するとして、その一部を無効とする判断についても、同様に正当な判断として評価できる。
- ④しかし、本スクールは大学等と異なり、年間随時入学が可能なシステムであること、大半の受講生らは、オーディションを受けて合格したプロダクションの強い推奨により本スクールに入校したという実態等に照らすと、入学時諸費用の一部にせよ、「受講者としての地位」の対価とする評価については誤りであると思料する。
- ⑤また、その受講生としての地位を取得するための対価が「12万円」である、ということについても、その具体的な算定根拠が何ら提示されていない。

詳しくはホームページをご覧ください。

http://www.coj.gr.jp/zesei/topic_210611_01.html



※写真は6月10日(木)16時～記者会見の様子
(司法記者クラブ会見場にて)

改正特商法・預託法 振り返りシンポジウムのご案内(全国消団連などの主催)

特商法・預託法の改正が行われました(6/9成立)。本改正では、販売預託商法の原則禁止や詐欺的な定期購入の規制など画期的なものとなりましたが、突如盛り込まれた契約書面の電子化の問題では全国の多くの団体から反対する意見書が出され、国会でも大きな論点となりました。

シンポジウムでは、運動の振り返りと共に今後の課題について意見交換が予定されています。

【日時】2021年7月31日(土)13時00分～15時00分〔Zoom ウェビナーによる開催〕
参加申し込み等、詳しくは全国消団連ホームページをご覧ください。

<http://www.shodanren.gr.jp/Annai/739.htm>

全国の適格消費者団体(21団体)のホームページ公表情報
(2021年4月21日～7月11日分)


○各適格消費者団体(21団体)のホームページの公表情報です。事業者への申入れ等の活動を中心に紹介します。下記の公開情報欄に掲載のない情報については、各団体のホームページからご確認ください。※同一団体内の掲載順は、公表日が新しいものからとなっています。

適格消費者団体名・特定適格消費者団体	公表情報(2021年4月21日～7月11日)
<p>《消費者支援ネット北海道》 http://www.e-hocnet.info/</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ 2021-06-11 : シェアリングテクノロジー(株)に対する反論書兼質問書及びそれに対する回答書を受領しました。 ■ 2021-06-11 : パラカ(株)に対する「再申入れに対する回答のお願い」を送付しました。 ■ 2021-05-09 : 民事訴訟法(IT化関係)等の改正に関する中間試案に対する意見書を提出しました。 ■ 2021-06-07 : 三景スタジオから回答書が届きました。 ■ 2021-04-30 : (有)三景スタジオに申入書を送付しました。 ■ 2021-04-30 : (有)YUMEX CORPORATION ほかに要望書を送付しました。 ■ 2021-04-30 : 楽天(株)に申入れ協議終了の連絡書を送付しました。
<p>《消費者市民ネットとうほく》 http://www.shiminnet-tohoku.com/</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ 2021.06.21 : 光井製薬株式会社に対する申入れ等の結果について公表します。 ■ 2021.06.21 : 大正製薬株式会社に対する要請等の結果について公表します。 ■ 2021.06.21 : 株式会社中央塗装工業に対する申入れ等の結果について公表します。 ■ 2021.06.21 : 株式会社ラグザス・クリエイト(カーネクスト)に対する申入れ等の経過について公表します。 ■ 2021.06.21 : 株式会社大堀工務店に対する要請の結果について公表します。
<p>《とちぎ消費者リンク》 http://tochigilink.org/</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ 2021/06/25 <ul style="list-style-type: none"> ・株式会社ECスタジオに申入れ終了の通知を送付しました。 ・株式会社ローソンに再申入書を送付しました。 ・株式会社三和住宅に再申入書を送付しました。 ・株式会社ALL&ソリューションズに申入書を送付しました。 ・株式会社さくら住建に申入書を送付しました。 ■ 2021/04/27 <ul style="list-style-type: none"> ・株式会社カーブスジャパンに申入れ終了の通知を送付しました。

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 小山市教育委員会に申入れ終了の通知を送付しました。 ■ 2021/04/26：特定商取引法及び特定商品預託法の書面交付義務の電子化に反対する意見書を提出しました。
<p>《消費者支援群馬ひまわりの会》 https://www.npo-himawari.jp/</p>	<p>※公表情報はありませんでした。過去の公表情報については左記のホームページをご覧ください。</p>
<p>《埼玉消費者被害をなくす会》 http://saitama-higainakusukai.or.jp/</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ 2021年7月1日：(株)ZERUTAに対する被害回復訴訟・第2段階の手続き参加者募集中 ■ 2021年06月30日：(株) ツインガーデンに対し「申入書」を送付、「回答」を受領しました ■ 2021年06月11日：デジタルデータソリューション(株)に対する申入れ活動を終了しました ■ 2021年05月24日：(株) ZERUTAに支払った金額の一部が戻る手続きを開始します ■ 2021年05月11日：(株) ROOKIES に対する差止請求訴訟の訴えを取り下げました ■ 2021年05月11日：(株) エムアンドエムに対し「再申入書」を送付、「回答」を受領しました ■ 過去の記事・業種別一覧 http://saitama-higainakusukai.or.jp/correction/index.html
<p>《消費者市民サポートちば》 https://sapochiba.com/</p>	<p>※公表情報はありませんでした。過去の公表情報については左記のホームページをご覧ください。</p>
<p>《消費者機構日本》 http://www.coi.gr.jp/</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ 2021年7月5日：「nojima 無料保証」には保証金額に上限があります。限度額まで保証されたかどうか確認したい場合には、修理明細を求めると提供され、確認できます。 ■ 2021年6月22日：「リタマインド・ジャパン株式会社の『薬用美白クリーム ビハクシア』の広告サイトの表示について、改善が図られました」 ■ 2021年6月11日：エーチーム・アカデミー差止請求訴訟 一部認容判決 ■ 2021年5月25日：学校法人聖マリアンナ医科大学が入学検定料等相当額の返金を行っています。返還対象となる方で入学検定料等相当額の返還を求める方は、当該医科大学のホームページから返還手続きを行ってください。 ■ 2021年5月17日：(株)サイトビジット(資格スクエアを運営)の追加返金対応報告 ■ 2021年4月21日：東京オリンピック・パラリンピック競技大会期間中の宿泊契約について

<p>《全国消費生活相談員協会》 http://www.zenso.or.jp/</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ 2021/6/17: 2021年6月17日 「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編、外国にある第三者への提供編、第三者提供時の確認・記録義務編及び匿名加工情報編）の一部を改正する告示」等に関する意見を提出しました。 ■ 2021/6/10: 特商法預託法の改正案が参議院本会議で可決成立したことを受けて声明文を公表します。
<p>《消費者支援かながわ》 http://www.ss-kanagawa.org/</p>	<p>※公表情報はありませんでした。過去の公表情報については左記のホームページをご覧ください。</p>
<p>《消費者支援ネットワークいしかわ》 http://csnet-ishikawa.com/</p>	<p>※公表情報はありませんでした。過去の公表情報については左記のホームページをご覧ください。</p>
<p>《消費者被害防止ネットワーク東海》 http://cnt.or.jp/</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ 2021年07月07日: 宗教法人薬師寺に対して 差止請求書を送付しました ■ 2021年07月07日: 改善事例 株式会社Bridal Lへの申し入れ ■ 2021年07月02日: エヌ・ティー・ティー・ソルマーレ株式会社から回答書が届きました ■ 2021年07月01日: 株式会社NTTドコモから連絡書が届きました ■ その他: 申し入れ活動記事一覧: https://cnt.or.jp/category/information
<p>《京都消費者契約ネットワーク》 http://kccn.jp/</p>	<p>※公表情報はありませんでした。過去の公表情報については左記のホームページをご覧ください。</p>
<p>《消費者支援機構関西》 http://www.kc-s.or.jp/</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ 2021.07.09: 「特定商取引に関する法律等の一部を改正する法律」の成立にあたっての意見提出について ■ 2021.06.28: 日本サメ軟骨普及協会への「要請書」に対して回答が届きました。 ■ 2021.06.10: USJ のチケット利用規約のキャンセル・転売条項の差止めを求めた第7回裁判が行われました。 ■ 2021.06.07: 「布亀株式会社リパソールAT」のウェブサイト上の表記、容器の図柄などに関する問題等の検討の結果の公表 ■ 2021.05.19: サメ軟骨由来成分を含有する健康食品が、変形性膝関節症等の症状改善に効果があるかのように広告を行っている、日本サメ軟骨普及協会に対し「要請書」を送付しました。 <p>: サメ軟骨由来成分を含有する健康食品が、変形性膝関節症等の症状改善に効果があるかのように広告を行っている、日本サメ軟骨普及協会について、消費者庁、経済産業省、厚生労働省へ情報提供を行い、適切な措置を行うよう要望しました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 2021.05.10: 興和株式会社が販売する「カンゾコーワドリンク」「カンゾコーワ粒」の表示・広告が、改善されたことを受け、「申し入れ」活動を終了しました。 ■ 2021.05.07: 酵素等の成分の作用による痩身効果を標ぼうす

	<p>る食品の販売事業者の当団体の申入れ活動による返金状況(2021年3月31日現在)について</p>
<p>《ひょうご消費者ネット》 http://hyogo-c-net.com/</p>	<p>■2021年6月8日：ハートランド管理センター(株)ハートランド管理センター(株)に対する差止請求訴訟の第5回目の裁判が神戸地方裁判所にて開かれました。</p>
<p>《消費者ネットおかやま》 http://okayama-con.net/</p>	<p>■2021/06/10：健康美人研究所株式会社に対して申入書を送付しました</p> <p>■2021/06/08：株式会社3PACに対して申入書を送付しました</p>
<p>《消費者ネット広島》 http://www.shohinet-h.or.jp/</p>	<p>■2021年5月21日：水回り修理屋さん24hからの回答がなく現在は、代表者の名前、所在地が変更されています。</p> <p>☆水回り修理屋さん24hへの申入活動一覧はこちらから</p>
<p>《えひめ消費者ネット》 http://ehime-syohisya-net.org/</p>	<p>※公表情報はありませんでした。過去の公表情報については左記のホームページをご覧ください。</p>
<p>《消費者支援機構福岡》 http://www.cso-fukuoka.net/</p>	<p>■2021年06月16日：福岡マラソン実行委員会へ「申入れ活動終了のご通知」を送付し、本件についての申入れ活動は終了することとします</p> <p>■2021年05月19日：ケアネット徳洲会(アンリ南福岡)へ「アンリ南福岡の施設入居契約に関するご連絡」を送付し、本件についての申入れ活動は終了することとします</p> <p>■2021年05月18日：株式会社メルカリに申入れ活動終了に関するご連絡を送付しました</p>
<p>《佐賀消費者フォーラム》 http://www.saga-consumersforum.or.jp/main/1.html</p>	<p>※公表情報はありませんでした。過去の公表情報については左記のホームページをご覧ください。</p>
<p>《大分県消費者問題ネットワーク》 http://oita-shohisyanet.jp/</p>	<p>■2021年06月21日：「差止め・申入れ情報」を更新しました。</p>
<p>《消費者支援ネットくまもと》 http://www.net-kuma.com/</p>	<p>■2021-05-25：健康食品等の通信販売サイトの表示に関するお問い合わせとその結果について</p>


 特定非営利活動法人 消費者機構日本
 発行人：二村睦子 編集責任者：板谷伸彦
 〒102-0085 東京都千代田区六番町15 プラザエフ6階
 TEL:03-5212-3066 FAX:03-5216-6077